



Title	ローン契約における「一方的管轄条項」の有効性
Author(s)	野村, 美明; 黃, 輯霆
Citation	阪大法学. 2014, 64(1), p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71483
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ローン契約における「一方的管轄条項」の有効性

黄野
村
軻美
霆明

- 一 はじめに
- 二 フランス破産院[〇一二年九月二六日判決]
 - 1 事実の概要
 - 2 判旨
- 三 イングランド高等法院[〇一三年五月二十四日判決]
 - 1 事実の概要
 - 2 判旨
- 四 Rothschild 判決・Mauritius Commercial Bank 判決のインパクト
- 五 日本法の下における一方的管轄条項の有効性
 - 1 一方的管轄条項の構造と目的
 - 2 管轄合意の有効性に関する日本法

六 おわりに

一 はじめに

「一方的管轄条項」(unilateral jurisdiction clause)⁽¹⁾とは、契約当事者の一方に対して、指定された法域でしか相手方当事者を訴えることができないと制限する一方、相手方当事者には、国際裁判管轄が認められる他のあらゆる法域において訴えを提起することを許容する管轄合意のことである。⁽²⁾

一方的管轄条項は、国際取引の多くの分野において利用されているが、とりわけ国際金融取引の分野では、ローン契約の標準的な管轄条項のひとつとなりつつある。例えば、英国のローンマーケット・アソシエイション(Loan Market Association) (LMA)⁽³⁾が作成したシンジケートローンのモデル契約書式⁽⁴⁾には、次のような構造を持つ一方的な管轄条項が含まれている。

X 条⁽⁵⁾ 管轄権

- (a) A国の裁判所は、この契約から生じるあらゆる紛争（契約外債務に関するものを含む。以下「紛争」）を解決する専属的な管轄権を有する。
- (b) 契約当事者は、A国の裁判所が最も適切かつ便利な裁判所であること及びこのことを争わないことを合意する。

- (c) この条は、貸付人の利益のためのものである。前(a)項の定めにかかわらず、貸付人は、管轄権を有するいかなる国においても紛争に関する訴訟をするふれることを妨げられない。貸付人はいかなる法域においても競合的な訴

訟をすることができる。⁽⁷⁾

LMAのモデル契約書式（内容は後述三一の管轄条項と同様である）⁽⁸⁾では、X条の(a)のA国がイギリスの裁判所となつていて、X条の(c)は銀行の利益のための規定であり、銀行は(a)で定めた種類の紛争に關して、管轄をするあらゆる裁判所で訴訟等の手続きができる旨を定めているのである。

国際金融取引における一方的管轄条項の有効性は、疑われるところがなかつた。しかし、最近になって一方的管轄条項の有効性についてフランス破壊院（否定）とイギリス（英國）の高等法院（High Court of Justice）（肯定）が正反対の判決をしたことをきつかけに、一方的管轄条項の有効性をめぐる議論が活発化している。これらの判決は、国際的なシンジケートローンの実務における影響もさることながら、欧州連合（EU）の裁判管轄および判決の執行に関する統一規則（以下では「ブレッセルI規則」という）⁽⁹⁾の解釈に関わる重要な論点を提供している。一方的管轄条項は、後述するように、平成二三年（二〇一一年）の民訴法改正⁽¹⁰⁾以前の最高裁判例で問題とされたが、本稿では国際的合意管轄を規定する民訴法三条の七を念頭に、国際的なローン契約の観点から⁽¹¹⁾のような条項の有効性を再検討することにする。日本ローン債権市場協会（JSLA）⁽¹²⁾が作成した国内向けシンジケートローンの契約書案は一方的管轄条項を採用していないが、国際的なシンジケートローンでは通常LMAモデル契約書式やこれに準拠したアジア太平洋ローンマーケット・アソシエイション（Asia-Pacific Loan Market Association）（APLMA）⁽¹³⁾の書式が利用されるので、日本法における一方的管轄条項の有効性を検討することは実務の観点からも重要である。

以下では、一、三でフランス破壊院とイングランド高等法院の判例を紹介し、四で両者を比較検討したうえで、五でローン契約における一方的管轄条項の有効性を検討する。

二 フランス破毀院二〇一二年九月二六日判決

フランス破毀院二〇一二年九月二六日判決⁽¹⁴⁾（以下では「Rothschild 判決」という）は、投資契約中の一方的管轄条項の有効性を否定してフランス裁判所の裁判管轄権を認めた控訴院判決を支持し、被告による上告を棄却した。

1 事実の概要

破棄申立てにかかる判決（パリ控訴院二〇一一年一〇月一八日）によれば、次の事実が認められる。フランス国籍を有するX女は、ルクセンブルグに支店を有する銀行Y₁（la société Banque privée Edmond de Rothschild Europe）において、フランスに本店を置く投資会社Y₂（la société compagnie financière Edmond de Rothschild）を通じて、口座を開設し、父親からもらった一七〇〇万ユーロ⁽¹⁵⁾を預託したといろ、期待した収益が得られなかつたので、Y₂に対しても損害賠償を求める訴えをパリ大審裁判所に提起した。Y₂はルクセンブルグの裁判所を指定する裁判管轄条項を援用して訴えの却下を求めた。

原告X女と被告銀行Y₁との契約には、次の条項が含まれていた。⁽¹⁶⁾

銀行と顧客との関係は、ルクセンブルグ法に従う。顧客と銀行との間のいかなる紛争もルクセンブルグの裁判所の専属的な管轄に服するものとする。ただし、銀行は顧客の住所地において提訴するか又は前の裁判所を選択しなかつた場合には管轄を有するいかなる裁判所においても提訴する権利を留保する。

銀行Y₁は、次の二つの理由でフランス裁判所の裁判管轄権は認められるべきではないと主張する。

申立て理由Iは、① 本件条項は銀行の住所地または顧客の住所地の裁判所もしくはブラッセルI規則のもとで

管轄権を有するその他の裁判所に提訴する選択肢を銀行に留保する目的を有するものであり、ブラッセルI規則二⁽¹⁷⁾三条が目指す予見可能性と安定性という趣旨に完全に合致する、②事実審裁判所は、本件条項が一方当事者にEU法において権限を有する以外のあらゆる法域で提訴する裁量権を与えるものであるという誤った解釈のもとに①と異なる判断をしている点で、ブラッセルI規則一二三条に違反しているという。

申し立て理由2では、併合請求による管轄権に関するブラッセルI規則六条の要件は、一方被告との関係は外国法により他方被告との関係はフランス法によるというように、両者に対する一つの請求に適用されるべきルールが異なる法秩序に属する場合には充足されず、銀行Y₁と原告との関係がベルギー法による場合にY₁との関係で裁判管轄権を認めるのはブラッセルI規則六条⁽¹⁸⁾に反するという。

2 判 旨

破棄院は、Yらの申立て理由をいずれも却下した。

(1) 申立て理由1について

銀行と顧客との契約中の裁判管轄条項は、Xの住所地かまたは「管轄を有するあらゆる裁判所」において訴えを提起する権利を留保するものであり、この条項は事実上Xのみを拘束し、Xのみがルクセンブルグの裁判所に提訴しなければならないものであるから、控訴院が正しく推定したように、銀行にのみ一方的に権限を与える性格のもの（un caractère potestatif）であり、ブラッセルI規則一二三条⁽¹⁹⁾に定められた管轄合意の趣旨・目的に反するものである。申立て理由には根拠がない。

(2) 申立て理由2について

申立てによれば、銀行Y₁と投資会社Y₂に対する損害賠償の訴えは同じ目的を有し、同じ問題を提示しているから、請求がたとえ異なつた法によつて基礎付けられる可能性があるとして、プラッセルI規則六条一項のもとで複数の解決が相互に矛盾する可能性を回避するために二つの訴えを同時に審理し判断する利益がある。申立て理由論は認められない。

フランス破毀院の申立て理由2に関する判断は、プラッセルI規則六条一項の併合請求の管轄権に関する重要なものであり、日本の民事訴訟法（併合請求における管轄権）三条の六の解釈上も参考となりうるが、以下では本稿の主題である一方的管轄条項に関する申立て理由1についての判断に限定して議論することにする。

III イングランド高等法院110一二三年五月二十四日判決

イングランド高等法院110一二三年五月二十四日判決⁽²¹⁾（以下「Mauritius Commercial Bank 判決」といふ）は、融資枠契約中の一方的管轄条項を有効と認めた。

1 事実の概要

原告X（Mauritius Commercial Bank）は、モーリシヤスで登録している銀行である。被告Y₁（Hestia）は、モーリシヤスで法人登録している会社であり、共同被告Y₂（Sujana）は、Y₁の親会社であり、インドに法人登録している。

11011年七月までに、XとY₁との間に11000万米ドルを上限とする融資枠契約（facility agreement）が締結され、Y₁が同契約の下に負うローン債務につきY₂が11000万ドルを限度として保証する契約も結ばれていた。

二〇一二年六月までに、Y₁は融資枠一〇〇〇万ドルのほぼ全額を借り受けたが、八月に返済期日が到来した借入れ分につきデフォルトした。

XおよびY₁、Y₂による交渉の末、同年一〇月に、当初の融資枠契約に代わって、Y₁に返済期日と利息額の変更を認める新しい融資枠契約（Amendment and Restatement Agreement）（本件契約）が締結されたが、Y₂が保証債務を負う点に変更はなかった。

本件契約は契約準拠法をイギリス法と定めたほか、次のような管轄条項（本件管轄条項）を設けている。

「三四・一 管轄」

(a) 本契約から生じ又は本契約と関連するあらゆる紛争（契約の存在、有効性又は終了に係る紛争を含む）につ

いては、イングランドの裁判所がこれを解決する専属的管轄権を有するものとする。

(b) 各当事者は、イングランドがこれらの紛争を解決するのに最も適切で便利な法廷地であると認め、いずれの当事者もこの点を争わないものとする。

(c) 本条は貸付人の利益にのみ資する条項である。従つて貸付人は他のいかなる国の裁判所において訴えを提起することを妨げられない。法が認める限り、貸付人は同時に複数の国の裁判所に訴えを提起することが許される。⁽²²⁾

しかし、Y₁が本件契約に基づく債務を履行しなかつたため、Xは、Y₁に対しローン債権約一五〇〇万ドルおよび利息の支払い、Y₂に対し保証債務の履行を求めて訴えをイングランドにおいて提起した。これに対して、Y₁およびY₂は、三四・一の管轄条項が一方的な管轄条項であり、無効であると争った。

説 判 旨

裁判所はまず、管轄合意の準拠法は当事者自治により決定され、通常、当事者の意思は主契約の準拠法を管轄合意にも適用するものであるとして、本件管轄条項の準拠法は、本件契約の準拠法条項に従いイギリス法であると判断した。そのうえで、イギリス法の下における本件管轄条項の有効性につき判断した。

本件管轄条項(c)における「他のいかなる国の裁判所において」という文言の趣旨は必ずしも十分に明確ではなかつたが、裁判所は、同号がXに世界のあらゆる場所で被告らを訴える権利を与えるものではなく、単に(a)がイングランド以外の場所で同銀行が訴えを提起することを妨げないと定めるのみであると解した。すなわち、(c)は本来管轄を有しない国に管轄を認める管轄合意ではなく、銀行にイングランドで訴えを提起することを求める(a)にかかわらず、管轄を有する外国裁判所に訴えを提起する銀行の権利を留保するものであると理解するのが自然であり合理的であるとした。⁽²³⁾

そのうえ、裁判所は、本件管轄条項をこのように解する限りは、有効な管轄合意というべきであり、実際、過去の裁判例においてこのような非対称的な管轄合意は遵守されるべきものと認められてきたことを指摘した。⁽²⁴⁾

裁判所は上記のような判断をする際に、Fentiman教授の論文の一節を引用した。⁽²⁵⁾それによれば、「一方的であつて付加的な管轄合意は、金融市場においてよくみられる。このような管轄合意は、貸付人が借入人の本拠地ないし財産所在地で借入人を訴えることを可能にする。そして、銀行が融資するうえでの利便性を向上させ、かつ、債権回収不能のリスクを最小化することによつて融資のコストを軽減することができる。このような管轄合意がイギリス法の下では有効と扱われる。むしろ、このような管轄合意は、その非対称性や選択的特徴にもかかわらず、有効性を疑問視することを正当化する政策を思いつくことさえ困難である。」⁽²⁶⁾

なお、裁判所は、仮に本件管轄合意が銀行に一方的に管轄裁判所を選択する権利を与えるものと解釈するとして、それが契約交渉の結果である以上尊重されなければならないとも述べている。

四 Rothschild 判決と Mauritius Commercial Bank 判決のインパクト

1 事案の相違

二でみたフランス破棄院の Rothschild 判決も二でみたイングランド高等法院の Mauritius Commercial Bank 判決も、契約中の管轄合意条項を一方的管轄条項の性質を有すると解しながら、フランス破棄院はこれを無効と考え、イングランド高等法院は有効と判断した。むねむん、Rothschild 判決と Mauritius Commercial Bank 判決との間には前提となる事案について重要な相違が存在する。

Rothschild 判決は個人と銀行との間の投資紛争に関するものであり、Mauritius Commercial Bank 判決はローンの借入会社と銀行との間の融資紛争に関するものである。また、Rothschild 判決は、投資家が銀行を相手にフランスで提起した訴えに対し、被告銀行が外国裁判所を指定する一方的管轄条項に基づき妨訴抗弁を主張し、訴えの却下を求めたものであるのに対して、Mauritius Commercial Bank 判決は、銀行が一方的管轄条項に基づき提起した訴えに対し、借入会社が当該管轄条項の無効を主張して合意管轄の有無を争うものである。つぎに問題となつた管轄条項にも構造上の相違がみられる。

一で示した X 条と比較すると、Rothschild 判決の管轄条項は X 条の (b) と (c) の貸付人の利益および競合訴訟についての規定を欠く一方で、顧客の住所地の管轄が付加されてくる。そもそも X 条は LMA のモデル契約書式における管轄条項を構造化したものであるが、Mauritius Commercial Bank 判決で有効とされた管轄条項は、もとの LM

Aのモデル契約書式にしたがつたものといえる。

い)のような相違にもかかわらず、Mauritius Commercial Bank 判決では、仮に融資枠契約中の管轄条項にモーリシャス法が適用される場合には、モーリシャス法の基礎をなすフランス法の判例である Mauritius Commercial Bank 判決により、当該管轄合意が無効とされる可能性が議論されている。結局イングランド高等法院は、本件管轄条項にモーリシャス法が適用されたとして、Rothschild 判決が從われるとは限らず、本件管轄合意条項はモーリシャス法のもとでも有効とみるべきであると結論している。

2 法的根拠の相違

以上の二つの判決は、一方的な管轄条項の有効性を判断するうえで異なるアプローチをとっているように思われる。

イングランドの Mauritius Commercial Bank 判決は、主契約の準拠法が管轄合意に適用されるとして、英國法による管轄条項の解釈によってこの有効性を導き出している。判決は、管轄条項の(い)は銀行に裁量を与える非対称的な管轄条項であることを認めながら、裁量範囲が(a)によって制限されているという解釈が自然であるという。⁽²⁷⁾

これに対してフランス破壊院の Rothschild 判決は、当該管轄条項が事実上X女のみがルクセンブルグの裁判所に提訴するよう拘束するものであると解釈し、い)のような条項は「銀行にのみ一方的に権限を与える性格のもの(un caractère potestatif)」であり、プラッセルI規則二三条に定められた管轄合意の趣旨・目的に反するものである」という。⁽²⁸⁾「一方的に権限を与える性格のもの(un caractère potestatif)」という理由は、「あらゆる債務は、債務を負う者の側の随意条件(une condition postative)のまゝに締結されたときは無効である」というフランス民法

一一七四条の考え方である⁽²⁹⁾。

フランス破毀院の Rothschild 判決が、Mauritius Commercial Bank 判決とは異なり、プラッセル I 規則一二一条に定められた管轄合意の趣旨・目的に反するから無効だという理由を示しながら、この解釈を導くのに説明なしにフランス民法の考え方を用いた点は、プラッセル I 規則の解釈の統一性を損なうおそれがある。他方、Mauritius Commercial Bank 判決は管轄合意の実質的有効性は主契約の準拠法で判断すべきという立場であるが、そもそもプラッセル I 規則一二三条は、の点について何も規定していないことが解釈の統一性を妨げている原因であるともいえる。の点は、六でみる二〇一二年改正プラッセル I 規則で改善されることになる。

フランス破毀院の Rothschild 判決が一方的管轄条項を無効としたことがフランス国外でも大きなインパクトを持つ理由の一つは、の判決が合意管轄に関する管轄規定であるプラッセル I 規則一二三条の解釈を理由としたからだ。しかも、破毀院はこの事件に消費者契約に関する管轄規定であるプラッセル I 規則一七条を適用していない。X女とベルギーの銀行との間の一七〇〇万ユーロの投資契約が消費者契約かどうかについて、判決はまったく触れていない。消費者の常居所地管轄等を定める規則一五条および一六条の規定が排除できるのは、同一七条一項の紛争発生後に管轄合意がされた場合や同条二項の消費者に付加的管轄を認める合意がある場合のみである。もつとも、Rothschild 判決は、フランスがX女の常居所地か否かについても言及していない。

のよう、Rothschild 判決が一方的管轄条項を一般的に無効であると示したことは、フランスと関連を有する国際融資の実務に大きな影響を及ぼすものと考えられる⁽³⁰⁾。他方、イギリス裁判所がローン契約における一般的慣行ともいえる一方的管轄条項の有効性を明確に肯定した点は、シンジケートローン契約においてイングランド裁判所を指定する一方的管轄条項から得られる安定性の評価を高めるのではないかと考えられる⁽³¹⁾。

五 日本法の下における一方的管轄条項の有効性

1 一方的管轄条項の構造と目的

一でX条として掲げたローン契約における典型的な「一方的管轄条項」⁽³³⁾は、a号、b号とc号からなっている。

このうちa号は、A国を指定する専属的管轄の合意である。b号は、いわゆる「forum non conveniens」法理の適用によってA国での訴えが却下されることを避けるための規定である。c号は、貸付人がa号にかかわらず、指定されたA国以外で、法定の管轄を有する国において訴えを提起することを認める規定である。内容的に区別されるb号は別として、一方的管轄条項は形式的にみれば、ある国を指定する専属的管轄の合意を内容とする「本文」(a号)と、貸付人のみがこれに拘束されないとする「例外」(c号)とみることができる。

他方、機能的にみれば、一方的管轄条項は結局、借入人が貸付人を訴える場合には、指定されたA国以外の国の管轄を排除するため、A国を指定する専属的管轄の合意である反面(a号)、貸付人が借入人を訴える場合には、指定されたA国以外の国の管轄を排除しないため(c号)、A国を指定する非専属的ないし付加的管轄の合意であると捉えることが可能である。

いずれの見方を探るにしても、一方的管轄条項は貸付人に有利な規定であることが明らかである。その目的は、貸付人が借入人の本拠地ないし財産所在地で借入人を訴えることを可能にすることによって、銀行が債権回収不能のリスクを最小化するものとされる⁽³⁵⁾。より具体的にいえば、銀行など金融機関が、ローン契約から生ずる紛争につき、借入人から訴えられる場合に、管轄を銀行の住所地(シンジケートローンの場合にあっては、ロンドン、香港などの国際金融の中心であつて、かつ法整備が進んでいる場所)に限定することによつて、取引の画一的処理を図

りながら、反対に借入人を訴える場合に、判決の強制執行を確実にするために、合意された国のみならず借入人の住所地や財産所在地など他の国での提訴の可能性を確保することが、一方的管轄条項の目的であると考えられる。⁽³⁶⁾問題は、このような目的から設けられた銀行に有利な「一方的管轄条項」が、日本の国際民事訴訟法の下では有効と解されるかどうかである。

2 管轄合意の有効性に関する日本法

平成二二年（二〇一一年）の民事訴訟法改正によつて裁判管轄権に関する合意の有効性について定めた民訴法三条の七が新設されるまでは、国際裁判管轄合意に関するリーディング・ケースは最高裁チサダネ号事件判決⁽³⁷⁾であった。チサダネ号事件判決は、後述するように、民訴法三条の七の範囲から外れる管轄合意の要件についてはいまだに先例としての意義を失っていない。

チサダネ号事件では、ブラジル業者Aは日本商社Bとの間の原糖の売買契約を履行するため、オランダ海運業者Yに、ブラジル・サントス港から大阪港までの運送を委託した。原糖はYが所有する船・チサダネ号に船積され、Y発行の船荷証券はAを経由して、Bに交付された。しかし、運送中に積み荷である原糖が海水濡れしたため、日本の保険会社Xは、Bに保険金を支払った上、Yに対するBの債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権を代位取得したとして、Yに対し一三七万円余の損害賠償等を請求して、Yが営業所を有する神戸で訴えを提起した。これに対して、Yが船荷証券の裏面にある管轄約款をもとに日本の管轄（後述）を争つた。

最高裁は上記判決において、条理により、国際裁判管轄合意が有効となるための要件を示したうえ、問題となつた管轄約款が有効であると認め、日本の国際裁判管轄を否定した。これらの要件は、平成二二年改正後の現行民事

訴訟法においても、基本的に維持されている。

まず、国際裁判管轄合意の方式要件について、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足り、その申込と承諾の双方が当事者の署名のある書面による必要はない。管轄合意の書面性を要求する民訴法三条の七第二項は、この判示内容を実質的に変更したものではないと解される。⁽³⁸⁾

つぎに、日本の管轄を排除し、ある特定の外国の裁判所を指定する専属的管轄の合意は、①当該事件が日本の専属管轄に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有することの二つの要件をみたす限り、原則として有効である。この二つの要件と同じ趣旨の規定は、それぞれ、民訴法三条の一〇と三条の七第四項に定められている。

最後に、管轄合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効と認めるべきである。この点は民訴法において明文化されなかつたので、チサダネ号事件判決の趣旨は依然として妥当すると解される。⁽³⁹⁾

3 日本法の下における一方的管轄条項の有効性

(1) a 号

典型的な「一方的管轄条項」（一のX条および三イングランド高等法院一二〇一三年五月二十四日判決参照）におけるa号、すなわち外国にある銀行の住所地ないしロンドンなどの国際金融・関連訴訟の中心地を指定する専属的管轄の合意も、日本法の下において有効であると考えられる。まず、ローン契約における一方的な管轄条項は、書面

性という方式要件を満たすことに問題はない。また、ローン契約から生じる紛争は、民訴法三条の五に定められる日本が専属管轄を有する紛争には通常該当せず、銀行の住所地など指定された外国が法律上または事实上裁判権を行使できない状況もほとんど生じないと考えられる。

外国を指定する専属的管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反する場合には無効とされる余地があるが、Mauritius Commercial Bank 判決のような単独ローンの場合に、借入人から訴えられる場合の管轄を、被告である銀行の住所地に限定する」とは、最高裁チサダネ号事件判決が示したように、被告住所地原則と、大量・定期的取引から生ずる紛争の画一的処理という政策を考慮したときに、公序法に違反する無効なものであるということではきない。⁽⁴⁰⁾これに対して、シンジケートローンの場合には、貸付人として多数の銀行が融資に参加する複雑な取引であるため、いずれかの銀行の住所地ではないとしても、ロンドンなどのような金融センターで、かつシンジケートローンに関する法と裁判が発達している地に銀行を被告とする訴訟の管轄を限定することは、合理性があり、かつ、銀行間においても公平さを欠くことがないと考えられるので、やはり公序法に違反する無効なものであるということはできない。

(2) b号

典型的な「一方的管轄条項」におけるb号、すなわち「*forum non conveniens*」法理の適用を避けるための規定は、日本法の下においても当然に有効であると考えられる。なぜなら、「*forum non conveniens*」と類似する機能を有する「特別の事情による却下」（民訴法三二条の九）は、専属的管轄の合意が存在する場合には、適用されない」とが明文で定められているからである（同条括弧書き）。

(3)
c号

典型的な「一方的管轄条項」におけるc号、すなわち貸付人である銀行がa号の専属的管轄の合意に拘束されず、法定の管轄を有する他の国においても借入人を訴えることを認める合意が有効であるかについて、直接に定める規定はない。

ところが、チサダネ号事件において問題となつた船荷証券の裏面にある管轄約款は、「この運送契約に基く一切の訴訟は、アムステルダム裁判所に提起されるべきものとする。他国の裁判所は、他のいかなる訴訟に関しても管轄権を有しないものとする。ただし、運送人が他の裁判所に提起し、または自発的に他の裁判所の管轄に服したときは、この限りではない。」⁽⁴¹⁾とするものである。但し書は運送人に対してのみ、合意されたアムステルダムの裁判所以外の地で訴えを提起することを容認するものであるから、当該管轄約款も実は一方的管轄合意ということがで
きる。

しかし、チサダネ号事件においては、問題となる管轄約款に上記のような特徴があることが、少なくとも第一審において認識されていたが、荷送人、荷受人、船荷証券所持人が運送人に対して提起する訴訟につきアムステルダム裁判所に専属的管轄を指定する点が、公序法に違反して無効とされるべきか否かが争われ、運送人が指定されたアムステルダム裁判所以外の裁判所に訴訟を提起できるとする部分が争点にされることはなかつた。

上述したように、c号は形式的にa号の例外規定を成すと同時に、機能的には、貸付人が借入人を訴える場合にのみ、A国への管轄の指定を附加的管轄の合意に変える効果がある。附加的管轄の合意は、日本の管轄を排除する効果はないため、最高裁チサダネ号事件判決が示した①当該事件が日本の専属管轄に服するものではなく、②指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有すること、の二つの要件をみたす必要はな

い。しかし、そのような合意であっても、はなはだしく不合理で公序法に違反するときには、無効とされる余地があるう。

では、銀行に有利な一方的な管轄条項は、はなはだしく不合理で公序法に違反するといえるだろうか。

ローン契約においても、チサダネ号事件におけるような運送契約においても、管轄条項／管轄約款は銀行／運送人にとって有利な形で定められることが多い。しかし、この点のみをもって、一方的管轄条項が公序に反するということはできない。問題は、銀行が有利な地位を濫用し、合理的な範囲を超えて自身に利益をもたらしたかであるう。

すでに論じたように、一方的管轄条項には、貸付人である銀行が借入人を訴える場合に、判決の強制執行を確実にするために、合意された国のみならず借入人の住所地や財産所在地など他の国での提訴の可能性を確保する目的がある。ローン契約から生じる紛争の多くは、借入人のデフォルトに起因するものと想定でき、銀行が借入人を被告としてローン債権の回収を図る訴訟が通常の場合であると考えられる。

このような場合に、銀行が自身の住所地など指定された地での裁判を通じて勝訴判決を勝ち取ることができても、借入人が自発的に判決の履行に応じない場合には、借入人の住所地ないし財産所在地において、外国判決の承認執行の手続きにのつり強制執行を求める必要が生じるが、その要件を満たすことは容易とはいえない。そうすると、銀行が判決の実効性を確保するために、外国にある借入人の住所地ないし財産所在地に赴いて訴訟を起こす選択肢を認めることは、不合理でないばかりか、債権者である銀行の利益を保護するうえではむしろ極めて重要であるともいえよう。⁽⁴²⁾一方的管轄条項によって上記のような選択肢を留保する銀行の経営政策は、専属的管轄の合意によつて管轄を特定の国に限定し、取引の画一的処理を図る経営政策と同様に、保護に値するものであると考えられる。

また、本稿で対象として論じている国際的なローン契約は、洗練された国際取引の当事者間のものであり、一方的な管轄条項も、このような当事者の交渉の末の合意であるとして、できる限り尊重すべきであろう。実際、日本の裁判例では、雇用契約における外国を指定する専属的管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に反すると判断したものがあり⁽⁴³⁾、民訴法三條の七第五項、第六項には消費者契約、労働契約における管轄合意の有効性を制限する明文規定が設けられているが、法人間の契約における管轄合意については、公序に反するとして無効と判断したものは見当たらず、むしろ、当事者間の交渉力に差が大きいと考えられる販売代理店契約においても、管轄合意を原則的に有効と認めるのが裁判例の立場である。⁽⁴⁴⁾

したがって、消費者契約ではない国際的なローン契約における一方的管轄条項は、日本の国際民事訴訟法の下において原則有効であると考えられる。

六 おわりに

一方的管轄条項は、二のフランスの *Rothschild* 判決は破棄院判決では無効とされたが、三のイングランドの *Mauritius Commercial Bank* 判決では有効とされた。五でみた最高裁のチサダネ号事件判決では、船荷証券の裏面約款中のアムステルダムの裁判所の専属管轄に関する定めが争われ、これが有効とされたが、この管轄条項には運送人に付加的な管轄を認める規定があり、実際には一方的管轄条項であった。一方的管轄条項は、それが消費者契約および労働契約における管轄合意でない限り、日本法の下では有効と考えられる。

四でみたように、*Rothschild* 判決はプラッセルI規則二二三条を根拠としながらフランス民法上の概念を援用して一方的管轄条項を無効としたが、このような解釈は、改正後のプラッセルI規則では困難となると予測される。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾

なぜなら、改正規則二五条⁽⁴⁷⁾は、管轄合意の実質的有効性を選択された裁判所が所属する国の法によらせているからである。⁽⁴⁸⁾改正規則二五条によれば、Rothschild 判決で問題となつた管轄条項の有効性は、選択された管轄裁判所が属するベルギーの法によることになるだろう。また Mauritius Commercial Bank 判決が管轄合意の有効性をイングランド法で判断した根拠も、今後はそれが主契約の準拠法だからではなく選択された裁判所の属する法である点に求められることになるだろう。

(後注)

本稿の執筆にあたつては、科学研究費補助金（基盤研究A）「グローバルなシンジケートローンの規律の相互作用・補完の研究——取引実態・契約書・法」（Research Project Number: 25245008）の補助を受けた。

(1) 非対称的管轄条項（asymmetric jurisdiction clause）

(2) 一方的管轄条項は一方当事者において専属的な裁判所を指定するものである。これに対して、ハーグの一〇〇五年管轄合意条約（一〇一四年三月末において未発効）が適用対象とする専属的管轄合意（条約一条一項）は、いずれの当事者が訴えを提起するかを問わない専属的な管轄合意を意味する。道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』（商事法務、二〇〇九年）三八二頁参照。Trevor Hartley & Masato Dogauchi, *Explanatory Report on the 2005 Hague Choice of Court Agreements Convention* (2013), paras. 105 and 106, available at <http://www.hcch.net/>。

(3) LMAについては、次のウェブサイトを参照：<http://www.loan-market-assoc.com/>。

(4) 標準契約書式と云つてもよいが、日本における銀行取引約定書のイメージでいふる修正の余地が少ない標準契約書式と区別する意味で、モデル契約書式と云う言葉を用いてゐる。これに対して、LMAが会員の金融機関等に提供する書式は、当該取引に必要な修正のめどに用いることが求められている。これらの書式は推薦文書（recommended documentation）と呼ばれ、タームシートや投資適格ローン（信用力の高い借入人向け）やレバレッジド・ローン（信用

- 力が高くない借入人向け) の「契約推奨書式」(recommended forms) が含まれる。なお、日本ローン債権市場協会 (Japan Syndication and Loan-trading Association) (→のJLA) の「契約書」についての弁護士事務所による解説では、「契約書式」であるところが強調されてしまう。
- (5) モヘル契約書では “Clause” に当たる部分であるが、JLAでは引用の便を考えて「条」と呼んでいる。
 - (6) 「訴訟をやる」 および “taking proceedings” の翻訳である。
 - (7) 「競合的な訴訟をやる」 および “take concurrent proceedings” の翻訳である。JLAでは手続あるいは訴訟以外の手続であるが、典型的には訴訟手続であると理解される。
 - (8) *Syndicated Lending: Practice and Documentation*, (6th ed., Euromoney, 2013), 43.1 Jurisdiction, pp. 459–460.
 - (9) 民事及び商事事件における裁判管轄及び争決の執行に関する2000年1月1日施行の民事訴訟規則 (Council Regulation (EC) No. 44/2001 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters ("Brussels I"), O.J.L. 12, January 16, 2001, p.1)。2011年の改正によっては後述する。
 - (10) 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成11年法律第二十六号、平成14年1月1日施行)。
 - (11) →のJLAについては、次のウェブサイトを参照: <https://www.jsta.org/>.
 - (12) →のJLAが作成したシンジケートローン契約書案は、付加的管轄合意の条項を設けてある。日本ローン債権市場協会『ローン・シントラル・マーケット・アソシエーション契約書及びターミナルローン契約書 (→のJLA平成15年版)』の解説 108頁参照。米国の Loan Syndications and Trading Association (→のJLA) の契約書案よりも複雑であるが同様の付加的管轄条項を もつたものである。JLAにおけるJLAによるJLAのウェブサイトを参照: <http://www.jsta.org/>.
 - (13) →のJLAによるJLAのウェブサイトを参照: <http://www.apmlna.com/index.asp>.
 - (14) Arrêt n° 983 du 26 septembre 2012 (11-26022)-Cour de cassation-Première chambre civile-ECLI:FR:CCASS:2012:C100983.
 - (15) 110一四年三月一日の為替レートで換算すると、一七〇〇万ユーロは約一四億円となる。
 - (16) 1で示したX条と比較するべく、Rothschild 判決の管轄条項はX条のうちの貸付人の利益および競合訴訟についての規定をなく一方で、顧客の住所地の管轄が付加されている。

ローン契約における「一方的管轄条項」の有効性

(17)

後掲注(19)参照。

(18)

後掲注(20)参照。

(19) ブラッセルI規則「第七節 管轄合意(Prorogation of jurisdiction)」1111条（後述改正二五条は内容変更）は次のように定める（中西康訳を参照した）。<http://www.asahi-net.or.jp/pb6y-nkns/dip/brussels1regulation.pdf>。

一 当事者の少なくとも一人が構成国の領域内に住所を有する場合 特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決のため、構成国の裁判所の管轄を当事者が合意したときには、この裁判所は管轄を有する。この管轄は、当事者の別段の合意がない限り、専属管轄である。この管轄合意は、次のいずれかの方式で締結されなければならない。

a 書面又は書面による確認を伴った団頭による方式

b 当事者間で確立している慣行に従つた方式

c 國際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであつた慣習で、國際取引において関連する特定の取引分野で同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されている慣習に従つた方式。

二 合意の永続的に記録するいかなる電子的手段による通信も、書面による方式とみなす。

三 このような合意の当事者のいずれもが、構成国の領域内に住所を有しないときには、指定された裁判所が管轄を否定した場合を除き、他の構成国の裁判所はその紛争について管轄を有しない。

四 信託証書において、構成国の裁判所が指定されるときは、委託者 受託者若しくは受益者相互の関係、又はこれらの者の信託上の権利義務に関して、これらの者に対する訴えについて、この裁判所が専属管轄を有する。

五 管轄合意及び信託証書における類似の条項は、第一三条、第一七条若しくは第二一条の規定に反する場合、又は第三十二条による裁判所の専属管轄に反するときには、効力を有しない。

(20) 併合請求（主觀的併合）による裁判管轄権について、六条一項（二〇一二年改正八条一項も同じ）は次のように定め（中西康訳を参照した）。<http://www.asahi-net.or.jp/pb6y-nkns/dip/brussels1regulation.pdf>。

「構成国の領域内に住所を有する者は、次に掲げる裁判所においても訴えられる。

一 共同被告については、被告のうちのいずれかの住所地の裁判所。ただし、複数の請求が密接に関連しており、別々

の手続きにより矛盾する判決が出されることは避けるために同時に審理して判決するのが便宜であるような場合に限り
る。」

- (21) Mauritius Commercial Bank Limited vs. Hestia Holdings Limited, Sujana Universal Industries limited, [2013] EWHC 1328 (Comm).

- (22) [2013] EWHC 1328 (Comm), para. 10.

- (23) [2013] EWHC 1328 (Comm), paras. 37-38.

(24) 例へば、Lornanead Acquisitions Limited v Kaupthing Bank HF[2011] EWHC 2611 (Comm) によれば、一方的管轄条項の有効性自体ではないその事項的範囲が争点の一いつであつたが、結論的に「当該管轄条項の事項的範囲」に含まれると判断された訴えにのみ、ヘッカハンド裁判所が合意管轄を有するとの認められた。

- (25) [2013] EWHC 1328 (Comm), para. 42.

- (26) Richard Fentiman, "Unilateral Jurisdiction Agreements in Europe," Cambridge Law Journal, 72 (1) at p. 24 (2013).

- (27) 前掲注(23)およびその本文参照。

- (28) 前掲注(19)本文参照。

(29) Louis Degos, L'art délicat de la clause attributive de jurisdiction, La Semaine Juridique (Edition générale) 28 janvier 2013. ハテハス民法一一七〇条は、「随意条件とは、さやれか一方の契約当事者の権限にない到来や又は妨げない」といふやうな事象に合意の履行を依存させる条件をこゝ」と定義する。しかし、後述するよべし、そもそも一方的管轄条項は機能的に、借入人が銀行を訴える場合の専属的管轄の合意と、銀行が借入人を訴える場合の付加的管轄の合意の組み合わせであると考えられる。前者の合意に関して、さかなる条件にも服するものではない。後者の合意に関して、銀行が法廷地を選択できる点において「隨意」であるようみえるが、当事者のさやれにも債務を課すものではなく、あるよばれ少くともその意思に係る銀行のほうに債務を課してさやねむはこえねど。Martelは、統一法の適用におよび potestativité の觀念を用ひたいが、それもやめどのは、それがブラックセル一規則の自律的概念に該当しないからでせば、付随が明確化されるなる国内契約法の觀念に該当しないからでせば、付随が明attributive de jurisdiction potestative, Recueil Dalloz, 6 december 2012, no 42, p. 2878.

ローン契約における「一方的管轄条項」の有効性

- (30) Mauritius Commercial Bank 判決では被告ら借入人・保証人が管轄条項の準拠法における解釈でその有効性を争つたに對し、Rothschild 判決ではプラッセル I 条約二三条の解釈が中心的な争点であった点が、これらの法的構成の相違に影響を与えてくる可能性がある。
- (31) Degos 前掲注(29)等参照。
- (32) Fenitman 前掲注(26)等参照。
- (33) 条項の全文は、前掲注(22)の本文参照。その他の例については、道垣内正人『国際的契約実務のための予防法学 拠法・裁判管轄・仲裁条項』(商事法務)一〇一二年)一二一～一二三頁参照。
- (34) 同法理について、黄勳霆「フォーラム・ノン・コンヴァイニエンス法理の国際的なルール化——アメリカ判例の研究を手掛かりに——」阪大法学五二巻一号一四九～七八頁参照。
- (35) Fenitman 前掲注(26)参照。
- (36) 道垣内前掲注(33)一二二頁参照。
- (37) 最判昭和五〇年一一月二八日民集二九巻一〇号一五五四頁。
- (38) 佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答平成二三年民事訴訟法等改正——国際裁判管轄法制の整備』(商事法務)一〇一二年)一四〇頁。
- (39) 佐藤＝小林前掲注(38)一四一頁、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法(第二版)』(有斐閣)一〇一二年)七〇～七一頁【中野】、高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』(東信堂)一〇一二年)五五頁参照。
- (40) シンジケートローン契約について、松岡博編『レクチャ－国際取引法』(法律文化社)一〇一二年)一六一頁以下【野村美明】および「シンジケートローン基本判例研究(一～四)」ジュリスト一三六八号～一三七五号(1100八～二〇九年)参照。
- (41) 管轄条款の原文は英文であり、日本語訳は第一審である神戸地裁昭和三八年七月一八日判決(民集二九巻一〇号一五七一頁)を参照した。
- (42) 道垣内前掲注(33)一二二頁参照。
- (43) 東京地裁平成二四年一一月一四日判決(劳判一〇六六号五頁)(スカイマーク事件)。

(44) 東京地裁平成二〇年四月一一日判決判タ一一七六号二二二二頁、同地裁平成一五年九月二二六日判決判タ一一五二六号二二六八頁。

(45) REGULATION (EU) No 1215/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast).

(46) 改正アッセル一規則は、原則として二〇一五年一月一〇日から適用される（八一条）。

(47) 改正アッセル一規則、「五条は、新たに管轄合意の実質的有効性の準拠法を定めたほかに、管轄合意の利用者を構成国に住所を有する者に限っていた従来の規定を緩和し、当事者はその住所のいかんに関わらず構成国の裁判所の管轄権について合意でやむいとを定めている。

(48) ハーゲの二〇〇五年管轄合意条約前掲注(2)五条一項も、管轄合意が無効か否かを選択された裁判所の属する締約国の法によらせてある。